

協業組合制度の運用について（抜粋）

42企庁第1420号
昭和42年10月13日

1 協業組合の設立の認可

- (1) 協業組合の設立の認可に当たっては、協業により生産性の向上に寄与するものであると認められる限り、すべての業種について積極的に設立を認める方針とするものとする。

ただし、中小企業近代化促進法に基づいて指定された業種について、設立もしくは組織変更または指定された業種へ事業の転換をしようとするときは、同法に基づく中小企業近代化基本計画および実施計画を参照されることとされたい。

- (2) 協業組合は、協業を図ることを本旨とするものであるから、協業計画がないものもとより協業計画または事業計画の内容が明確でないものおよびその実効性について疑いがあるものについては認可しないものとするが、このような場合であっても適切な指導を行なうことにより協業組合の設立促進について積極的な配慮をすることとされたい。

- (3) 認可基準は、法第5条の17第2項に規定されているが、第1号の「法令違反がないこと」については、定款、協業計画、事業計画の内容が現に施行されている法令一般に違反することとならないか、発起人および組合設立同意者全員が組合員となる資格を有し、かつ、組合員になろうとする者であるか、その構成が中小企業者4分の3以上を占めていることという要件を備えているか、創立総会が適法に開催されたか等を検討すること。

第2号の「経営的基礎を有すること」については、所要資金の調達の見込み、役員の実業能力、経済環境等を総合的に判断すること。

第3号の「生産性の向上に寄与するものであること」については、協業組合により単に形式的に事業を統合しても協業組合の事業に関して実質的には各組合員が従来どおり独立採算で行なうような場合には、本号には該当しないものであり、協業することによってコストの引下げ、能率の増進等生産性の向上に寄与するものであることを証する書面の提出を求める等、協業の成果について検討を行なうこと。

なお、協業組合が一手販売等を行なうことによる不当に対価の引上げとなるような場合は、生産性の向上に寄与するものとは考えられず、公正取引委員会からの請求の対象ともなるもので特に留意すること。

協業組合の設立等認可関係事務の取扱いについて（抜粋）

42企庁第1428号
昭和42年10月13日

1 設立認可申請書および添付書類について

設立認可の申請手続については、中小企業団体の組織に関する法律施行規則（昭和33年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省令第1号。以下「施行規則」と

いう。)第1条の2に規定されているが、その書類の記載については、次により指導されたい。

(1) 申請書

申請書の様式は施行規則様式第1の2に示されているとおりである。

申請書には、発起人全員の住所および氏名または名称を記載、捺印させるとともに、認可関係事務処理を円滑ならしめるための発起人のうち1人を代表として選定せしめるよう指導すること。

このため、他の発起人が認可申請を当該発起人に委任したことを証する委任状を提出させること。なお、事務職員、計理士等が発起人の委任状を添付して申請書に自己の氏名を記載することは、施行規則違反であるから許されない。

(2) 定款

一般的には、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号。以下「法」という。)第5条の18に定められた絶対的および相対的必要記載事項が脱落することのないよう留意するとともに、できる限り、組合員の発言権を強化することによって組合の民主的運営を確保するために理事の専決的事項を制限するように規定するよう指導すること。

①総則的事項

(イ) 名称

名称は、法第5条の4第1項に定められた文字を用い、かつ組合の実態が充分あらわれるように表示させること。

(ロ) 事務所の所在地

事務所の所在地によって協業組合の主務大臣の権限の委任の範囲が定められるものであるから、事務所は主たる事務所および従たる事務所のすべてについて記載すること。

なお、事務所とは取引を行なう場所をいい、単なる連絡所、出張所等は含まれない。したがって、たとえば工場で生産を行なっている、そこで取引を行わなければ事務所とはいわないものであるから留意すること。

(ハ) 公告の方法

公告は、出資一口の金額の減少、合併等の場合に必要であるが、その方法は一般に周知せしめうるものであればよく、新聞に掲載して行なう場合には、その新聞紙名を明確に規定させること。

②事業

協業組合の事業は、組合員となろうとする中小企業者等の従来の事業活動の全部または一部を協業するまたはその関連事業もしくはこれらに附帯する事業に原則として限定され、経済事情の著しい変動により事業の転換が必要である場合には主務大臣の認可を受けてその転換にかかる事業を行なうことになっている。

これらの事業については、法第5条の8の規定により組合員就業の禁止義務が課せられることになり、違反した場合は除名の原因となるものであるから、事業の範囲は明確に、かつ具体的に記載させること。

また、設立当初から中小企業者等の事業を協業せずに、関連事業のみを行なうことはできず、さらに協業対象事業を廃止してから相当の期間後に新たにその関連事業を開始する

ことも許されないので留意すること。

③組合員

(イ) 組合員となる資格

協業組合の組合員となる資格は、いわゆる継続的資格要件を定めたものではなく、加入要件を定めたものである。したがって加入の際に定款で定める事業の全部または一部を営むものであればよく、また、中小企業者以外の者も総組合員の4分の1をこえない範囲で加入することができることになっているので、中小企業者以外の者を加入させる場合はその旨を明記させること。

(ロ) 加入および脱退

(A) 加入について、協業組合がその諾否を決めることができるよう記載すること。

(B) 加入金(加入手数料を含む。)は、次の場合に限るものとし、その金額は他の組合員との均衡を保持する程度に止めさせること。

(a) 他の組合員との均衡上、特別の負担をさせる必要があるとき。

(b) 出資証券の交付、その他の手数料として少額を徴収するとき。

(ハ) 脱退者に対する持分の払戻し、持分の譲渡に関する承認の方法およびこれに伴う出資口数の減少に対する持分の払戻し等の規定については明確に規定すること。

④出資

(イ) 出資一口の金額

出資一口の金額は、協業を行なう組織としての性格および事業規模ならびに組合員となる者の経営状態等を勘案し、協業を行なうに適切な金額を規定させること。

なお、出資は、組合員となる者の事情の許す限り全額を払い込ませること。

(ロ) 現物出資をとる協業組合については、その旨を明記するとともに、現物出資についての評価は、理事会等において適正を期するよう配慮すること。

⑤役員

(イ) 役員資格

役員は、つぎのような条件を備えた者から選ぶようにさせること。

(A) 業界の事情に精通し、企業経営能力の豊富なもの、または組合の運営についての熱意と豊富な経険をもっているものであること。

(B) 責任感の旺盛なものであること。

(C) 監事については以上のほか会計監査について専門的知識をもつものであること。

(ロ) 役員定数

役員の数、組合員数、事業の規模等を考慮して組合運営に必要な最少限度に止め、いたずらに名目的役員を置かないようにさせること。

定数の定款記載は「何人」という確定数を記載してもよいし、「何人以上何人以内」というように上下限を設けた記載をしてもよい。

(ハ) 員外理事

協業組合の員外理事の定数は、定款で別段の定めのあるときのほかは、理事の定数の3分の1に限られるが、定款で定めればすべて員外理事であってもさしつかえない。

(ニ) 役員選挙

- (A) 互選制をとるか、立候補制ないし推せん制をとるかの別を明確に記載させること。
- (B) 被選挙資格を明確にさせるほか、立候補制をとる場合は、立候補者または被推薦者の届出および事前公告に関する規定を設けさせること。
- (C) 無記名投票による場合は、単記または連記のいずれによるかを明確に規定させること。
- (D) 指名推せん制をとる場合は、その手続、方法等を明確に規定させ、とくに被指名人の選定方法については選考委員会による等、民主的な組合運営を確保することができるような方法を規定させること。なお、協業組合の場合は、協同組合の場合におけるごとく、組合員全員の同意を必ずしも必要としないものであるから、適宜定款で定めてさしつかえないが、少なくとも3分の2以上程度の同意を必要とすることとして規定させること。

(E) 累積投票

累積投票制度を採用する協業組合にあつてはその旨を記載すること。

なお、累積投票制度は、通常の決議方法によれば多数派が役員全員を選出するのに対し少数派にもその持口数に応じて役員を選出する可能性を与えた一種の比例代表制度であるが、累積投票によるべきことの請求は、総会の5日前までにしなければならず、組合員の請求があつた場合は、議長は議決に先だちその旨を宣告して注意を喚起し、また、請求した書面は、総会終了まで主たる事務所に備えておいて組合員の閲覧に供しなければならないものであるから、本制度をとる協業組合には、適切な指導を行なうこと。

(ホ) 役員の任期

役員の任期は、3年以内において明確に規定させるとともに、任期満了後であっても、後任者の就任するまでその職務を行なうべき旨を記載させること。

◎総会および理事会

(イ) 会議の招集および議決の方法

総会および理事会の招集手続、議決の方法、議決の有効要件等に関する事項は、明確に規定させること。

(ロ) 議決権および選挙権

協業組合の議決権および選挙権は、原則として各組合員平等に配分されるが、定款で定めたときは、総議決権数の2分の1以内で出資に比例して配分することかできる。

したがつて、出資に比例した議決権および選挙権を与えるときは、平等割りの議決権数は、総出資口数を組合員の数で除し、その商より小さくない整数をもつて平等割りの議決権数とするよう記載させること。

(1) 代理議決

総会における代理権を行使しうる範囲は明確に規定させること。また、理事会への書面参加要件を明確にさせること。

(二) 議事録

議事録の作成に関する事項は、議事録の作成手続および開会の日時および場所、議決権の総数および出席者の議決権の総数、議案別の議決の結果等の議事録記載事項を明細に規

定させること。

⑦会計

(イ) 事業年度

事業年度の開始の日および終了の日は、協業組合の行なわんとする事業等を考慮して適当な日を規定させること。

(ロ) 準備金、積立金および繰越金

(A) 準備金、積立金および繰越金の積立（繰越）率は明確に規定させること。

(B) 準備金および積立金について、損失のてん補の順位を明確に規定させること。

(C) 剰余金の配当の基準および方法は、明確かつ具体的に規定させること。

なお、協業組合の配当の方法は、定款に別段の定めのある場合のほか、出資口数に応じてしなければならないが、定款の定めは「取引分量配当」「組合員配当」または「従事分量配当」等協業組合の実情に応じて規定させること。また、出資に応じて配当する場合は協同組合の場合におけるごとく、必ずしも一割に限定する必要はなく、これも組合の実情に応じて規定させること。

(3) 協業計画書

協業計画書については、下記事項について具体的に記載すること。

なお定款の変更によって事業を追加する場合（事業の転換の場合は除く。）にも、協業計画書を提出せしめること。

イ 協業の目的

(イ) 協業組合を設立する理由、すなわち協業を必要とする背景および協業により達成できると思われる効果

(ロ) 協業組合が将来到達すべき最終目標としての事業の内容および規模

ロ 協業の対象事業の内容およびその経営の方針

(イ) 協業によって行なわんとする事業の具体的内容

(ロ) 協業の対象事業の経営にあたって、組合員となろうとする者の従来の事業との関連（たとえば、現物出資など組合員となろうとする者の設備、機械等はいかに利用するか等）

(ハ) イで記載される協業組合の最終目的に至る道程としての事業の長期計画

ハ 組合員になろうとする者の氏名および住所ならびに引き受けようとする出資口数

ニ 組合員になろうとする者の事業の状況および協業に係る事業の廃止に関する計画

(イ) 組合員になろうとする者全員についての事業の状況、すなわち、生産量、販売量、流通経路、企業規模等について、協業の対象事業以外の事業をも含めて記載する。

(ロ) 就業の禁止の規定に基づき廃止をやむなくされる事業についての具体的な廃止計画

(4) 事業計画書

協業計画書が主として組合員になろうとする者についての計画であるのに対し、事業計画書は協業計画に基づいて協業組合が具体的に実施する事業の計画書であって下記事項について記載すること。

イ 事業運営の基本方針

- ロ 実施する事業の種類
- ハ 事業の具体的実施方法
- ニ 所要資金の調達方法

(5) 役員の氏名および住所を記載した書面

役員の氏名および住所を記載した書面には、氏名の上に理事および監事の区別を、理事長、副理事長、専務理事または代表理事をおいている場合は、理事の下にその旨を付記させること。

(6) 設立趣意書

設立趣意書は、協業組合設立の趣旨を簡明に記載させること。

(7) 組合員たるべき者の名簿および加入申込書

加入申込書には、組合員になろうとする者がそれぞれの営む事業の部類に属する事業の全部もしくは一部の協業をする旨を記載させること。

(8) 設立同意者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面

設立同意者の氏名、住所、事業の種類等を記載した組合員名簿を添付すること。

(9) 収支予算書

収支予算書は、次により作成せしめること。

イ 収入の部

事業収入、補助金、組合費、雑収入および繰越金等に区分し、それぞれの科目、金額およびその積算基礎を明らかにさせること。

ロ 支出の部

支出の部は、事業費および一般管理費と事業外費用に区分し、それぞれの科目、金額およびその積算基礎を明らかにさせること。

ハ 予算科目

特別の事由のない限り、「中小企業等協同組合経理基準」に定める科目に統一されたものとさせること。

ニ 予算の流用または組替え

予算科目の金額は、原則として組替えまたは流用をなし得ないこととしやむを得ない事由によって組替えまたは流用を必要とするときは、総会の承認を要することとする。

(10) 創立総会の議事録またはその勝本

イ 創立総会の議事録には、次の事項が記載されていること。

(イ) 開催の公告期日

(ロ) 招集の期日

(ハ) 開催の日時および場所

(ニ) 設立同意者数

(ホ) 出席者数および出席者の内訳（本人、書面、代理人の別）

(ヘ) 議長選任の経過

(ト) 議事の要領およびその結果

ロ 創立総会の議事録が勝本である場合には「原本に相違ない」旨の発起人代表による証明がなされていること。